

一般社団法人日本骨髄間葉系幹細胞治療学会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本骨髄間葉系幹細胞治療学会と称し、英文では「Japanese Association for Mesenchymal Stem cell therapy」と表記する。

(目 的)

第 2 条 当法人は、脳梗塞や脊髄損傷、認知症等をはじめとする神経系難病に対する神経再生治療を促進し、重度の障害を抱える患者の機能を改善し、日常生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会及び学術講演の開催
2. 内外の関係学術団体との連絡及び提携
3. 再生医療とその関係医療（リハビリなど）や関係企業に関する調査研究
4. 教育啓蒙活動
5. その他必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 当法人の公告は、電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載する。

(機 関)

第 5 条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会 員 及 び 社 員

(会員の構成)

第 6 条 当法人の会員は、次の4種とする。なお、正会員のうち、当法人の理事以外のものは、世話人とし世話人に関する規定は社員総会が別に制定する細則において定める。

1. 正 会 員 当法人の理事並びに当法人の目的に賛同し、その達成に協力する医師又はその他の医療従事者などの個人。
 2. 賛助会員 当法人の事業を賛助することを希望し入会した施設又は企業
 3. 名誉会員 当法人の事業に大きな功績があった社員の中から理事が推薦し理事会で承認された者
 4. 一般会員 正会員以外のもので当法人の目的に賛同し、その達成に協力する医師又はその他の医療従事者などの個人
- 2 この法人は、概ね正会員30人の中から一人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- 3 代議員は、正会員による互選（以下「代議員選挙」という。）により選出する。代議員選挙に関する細則は、理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は、等しく代議員を選出する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、4年に1度実施することとし、代議員の任期は、選任の4年後に実施される代議員選挙により新たな代議員が選出される時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は、社員たる地位を失わない。この場合、当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 1. 当該候補者が補欠の代議員である旨
 2. 当該候補者を1名又は2名以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 3. 同一の代議員（2名以上の代議員の補欠として選任した場合であっては、当該2名以上の代議員）につき2名以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、代議員選挙終了後最初に実施される定期社員総会の終結の時から当該定期社員総会の2年後に実施される定期社員総会の終結の時までとする。
- 10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会对して行使することができる。
 1. 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 2. 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 3. 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 4. 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧）
 5. 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 6. 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 7. 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧）
 8. 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（入 会）

- 第7条 当法人の会員となるには、当法人所定の入会申込方法により入会の申し込みをしなければならない。
- 2 当法人の正会員・名誉会員となるには、理事会の承認を受けなければならない。
 - 3 当法人の賛助会員となるには、理事の推薦を得て代表理事又は事務局の承認を受けなければならない。
 - 4 当法人の一般会員となるには、理事及び世話人の推薦を得て代表理事又は事務局の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 8 条 当法人の正会員及び賛助会員は、当法人の目的を達成するため必要とする経費として、別に定める規則に従い会費を支払う義務を負う。ただし、名誉会員、一般会員は会費を納めることを要しない。

(会員名簿)

第 9 条 当法人は、各会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成する。
2 各会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所にあてて行う。

(社員名簿)

第 10 条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した「社員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置く。これをもって法人法第 31 条に規定する社員名簿とする。
2 各社員に対する通知または催告は、社員名簿に記載した住所にあてて行う。

(退 会)

第 11 条 各会員は、次に掲げる事由によって退会する。
1. 各会員本人の退会の申し出
2. 死亡又は解散
3. 法人法上の総社員の同意
4. 除名
2 各会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は法人法第 30 条及び第 49 条第 2 項第 1 号の定めによるものとする。

第 3 章 社 員 総 会

(構 成)

第 12 条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

(招 集)

第 13 条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。
2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、代表理事があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれを招集する。
3 総社員の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員より、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して社員総会招集の請求があった場合には、代表理事は社員総会を招集しなければならない。
4 社員総会を招集するには、会日の 1 週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第 14 条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは

支障があるときは、代表理事があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会決議の省略)

第17条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長の署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員等

(理事及び監事の員数)

第20条 当法人の理事及び監事の員数は、次のとおりとする。

1. 理事 3名以上10名以内
2. 監事 3名以下

(理事及び監事の選任の方法)

第21条 理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第22条 当法人に代表理事1名を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。
2 代表理事は、当法人を代表し当法人の業務を総理する。
3 代表理事が、病気その他の事情により職務の遂行が困難な場合は、理事会の決議により一時的に代理を置き、職務を補佐又は代行させることができる。

(理事及び監事の任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
2 任期終了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(顧問)

第24条 当法人に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、名誉会員の中から理事会において任期を定めた上で理事会において選任する。
- 3 顧問は、役員との諮問に応え、役員に対し意見を述べることができる。

(役員の設定)

第25条 当法人の役員及び世話人は、満90歳に達した日以後最初の定時社員総会の終決の時をもって定年とする。

(役員兼任の禁止)

第26条 理事と監事は、相互に兼ねることができない。

(事務局及び職員)

第27条 当法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 理事会

(招集)

第28条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の1週間前までに全ての理事及び監事に招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 代表理事に事故若しくは支障があるときは、代表理事があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれを招集する。

(招集手続きの省略)

第29条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、代表理事があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれに代わる。

(理事会の決議)

第31条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第32条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第33条 代表理事は、毎年事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第34条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の通常総会への提出等)

第36条 代表理事は、毎事業年度終了後、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

- 2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第37条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む）を、定時社員総会日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第38条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第7章 解 散 及 び 清 算

(解散の事由)

第39条 当法人は、次に掲げる事由及び法人法が規定する事由によって解散するものとする。

1. 社員総会の決議
2. 社員が欠けたこと
3. 合併（合併により当法人が消滅する場合）
4. 破産手続開始の決定
5. 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が解散した場合に残余財産があるときは、国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属させる。

1. 公益社団法人又は公益財団法人
2. 公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人